

かわきた地域応援
スタンプラリー

かわきた

終了

昨年(2022年)の11月1日から1月31日まで開催された「かわきた地域応援スタンプラリー」が無事に終了しました。3月上旬、応募総数151通の中から抽選を行い、厳正なる抽選の結果、

抽選箱

抽選会

川北町商工会だより

発行所
川北町商工会
能美郡川北町一ツ屋93
TEL 076-277-2133

果、当選した58名の方に賞品をお届けしました。また、直接お渡しした方の中から喜びの声も沢山いただきました。

スタンプラリー事業を盛り上げて下さった参加者の皆様、参加店の皆様、本当にありがとうございました！



令和4年度 総会のお知らせ

令和4年度の商工会通常総会を右記の日程で開催する予定です。万障お繰り合わせの上、ご出席頂きますようお願い申し上げます。

- ◆日時 令和4年5月23日(月)
午後1時30分～
- ◆場所 川北町文化センター
2階 大ホール

総会の席上「優良従業員」を表彰します

企業に長く勤めてきた優良従業員を、5月23日開催の総会の席上表彰します。該当の方がおいででしたら、至急ご連絡ください。

◇表彰基準

- ①勤続5年以上、10年以上、15年以上に区分する
- ②事業主の推薦する者、他の模範となる者
- ③最近5年以内の被表彰者を除く

◇負担金

被表彰者1名に限り本会で半額負担する(その他の者は、全額事業主負担)

◇経費(記念品代)

- ・5年以上 6,000円
- ・10年以上 8,500円
- ・15年以上 10,000円

労働保険 年度更新の お知らせ



2022年度の労働保険年度更新（前年度の確定申告と本年度の概算申告）の手続きは6月1日(水)から7月11日(月)までの間に、各事業主の皆様が行なって頂くことになっています。

商工会へ事務委託されている
事業主の皆様へ



商工会より送付される労働保険料申告関係の書類に必要事項を記入、押印し、4月25日(月)までに商工会へ提出下さい。

各事業所単位で手続きを行なっている
事業主の皆様へ



近隣の集合受付をご利用し、なるべく早くに手続きをお済ませ下さい。

【問い合わせ先】石川労働局 労働保険徴収室
(金沢市西念3-4-1 金沢駅合同庁舎5階)
☎ 076-265-4422

3月27日、もんじゅの会によるウォーキングロードの案内板の取替設置作業が行われた。平成23年度の設置から10年が経過、案内板の老朽化は著しく、この度に一新しての取替設置となった。



リニューアルした案内板
(スタート地点)

当日は天気も良く絶好の作業日和となり、作業は順調に行われた。順次取替となる箇所もまだありますが、これから季節、健康、環境、安全、そして是非ご利用ください。



設置作業の様子



ほっと一息。
ゆっくり休めば、
この春が
もっと楽しくなる。

新しい働き方・休み方を
実践するために
年次有給休暇を
上手に活用しましょう



働き方・休み方改善
ポータルサイト



年次取得促進
特設サイト

小松税務署より会員の皆様へ

消費税のインボイス制度 説明会及び登録申請相談会 の開催について

消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和5年10月1日から実施されます。

小松税務署では、インボイス制度についてご理解いただけるよう、事前予約により、以下のとおり「インボイス制度説明会」及び、登録申請手続のサポートを実施する「登録申請相談会」を開催しますので、是非ご参加ください。

開催日	開催時間		会 場	定 員	事前予約 締切日
	インボイス制度説明会	登録申請相談会			
5月17日(火)	①10:00～11:00	①11:00～12:00	小松税務署 3階会議室 (小松市日の出町 1丁目120番地)	各20名	5月13日(金) 15:00
	②13:30～14:30	②14:30～15:30			
6月14日(火)	①10:00～11:00	①11:00～12:00			5月10日(金) 15:00
	②13:30～14:30	②14:30～15:30			

申込先 小松税務署 法人課税第一部門

TEL0761-23-5915 (直通)

〈ご参加を希望される方へ〉

- ・「事前予約制」で開催していますので、参加を希望する場合は、申込先までご連絡ください。
- ・登録申請相談会にご参加の方は、以下の物をご持参いただければ、その場でe-Taxによる登録申請ができます。
【個人事業者の方】①スマートフォン、②マイナンバーカード及び暗証番号、③e-Tax利用者識別番号及び暗証番号が分かるもの(既にe-Taxをご利用されている方)
【法人の方】①法人の電子証明書及び暗証番号、②e-Tax利用者識別番号及び暗証番号が分かるもの(既にe-Taxをご利用されている方)

詳細につきましては「インボイス制度説明会等」の案内ページをご覧ください。

インボイス制度
説明会等案内ページ



石川支部の加入者・事業主の皆様へ

2022年3月分（4月納付分）から
協会けんぽの保険料率が改定されます。

健康保険料率

（現行）10.11% → （変更後）**9.89%**

介護保険料率

（現行）1.80% → （変更後）**1.64%**

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）
には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は一般の被保険者は3月分（4月納付分）、任意継続被保険者及び日雇特例被保険者は4月分（4月納付分）からとなります。また、賞与については、支給日が4月1日分からとなります。

保険料額表など詳しくは

全国健康保険協会石川支部ホームページ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

を、ご覧ください。

令和4年度の雇用保険料率のご案内

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類	①	②		①＋②	
	労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	①	②		①＋②	
	労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および
特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

消費税及び地方消費税の
納税は期限内に

期限内納付のために

消費税及び地方消費税の税率は、10%です^(注1)。

基準期間^(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、
課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

(注1) 飲食料品（酒類を除きます。）及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率（8%）が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の
前々事業年度をいいます。

例えば、個人事業者の場合、令和元年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和3年は
消費税の課税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円
を超える場合など一定の場合、課税事業者になります。

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円（各月売上高 × 売上に対する納税額の目安率2.0%）となります。

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業、 農林漁業(飲食料品 の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する 納税額の目安率		1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和2年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

～販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ～

小規模事業者持続化補助金のお知らせ**事業概要**

「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等の取組や、業務効率化（生産性の向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

補助上限	〔通常枠〕	50万円	〔賃金引上げ枠〕	200万円
	〔卒業枠〕	200万円	〔後継者支援枠〕	200万円
	〔創業枠〕	200万円	〔インボイス枠〕	100万円

補助率 2 / 3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3 / 4）

対象経費 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費

補助対象者

◆ 小規模事業者であること

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

その他、申請要件があります。詳しくは公募要領をご確認ください。https://shoko.or.jp/info/common/1453

公募期間

申請受付開始 2022年3月29日（火）

申請受付締切 予定は変更する場合があります。
 ◆第8回：2022年6月3日（金） ◆第10回：2022年12月上旬
 ◆第9回：2022年9月中旬 ◆第11回：2023年2月中旬

〈申請にあたっての留意点〉応募締切日が迫ると、対応が困難な場合もございます。本事業の申請に際しては、十分に余裕をもって商工会へご相談ください。

商工カレンダー

14 県女連理事会	13 青年部監査会・常任委員会	11 女性部監査会	7 町建築組合監査会・役員会	6 正副会長会	4 完了検査	29 商業部会幹事会	27 県政連合会・臨時総会	25 県政連合会・臨時総会	24 県政連合会・臨時総会	16 女性部正副部長会	15 青年部合同WEB懇談会	14 決算申告個別指導	11 決算申告個別指導	9 青年部正副部長会	8 越智俊之氏を囲む会	7 県政連合会・部長研修会	4 県政連合会・部長研修会	3 県政連合会・部長研修会	2 県女連理事（役員）会・臨時総会	（3月）
-----------	-----------------	-----------	----------------	---------	--------	------------	---------------	---------------	---------------	-------------	----------------	-------------	-------------	------------	-------------	---------------	---------------	---------------	-------------------	------

借入申込みは毎月10日まで

2022. 4. 10 現在			
制 度 名	最高限度額	年 利 率	
・地域商工業活性化融資	5,000万円	1.40%	
・経営安定支援融資（一般分）	8,000	1.30	
・小口融資（追認）	1,500	1.75	
” （特別）	1,250	1.70	
日本金融公庫	・普通貸付	4,800	1.81～
	・マル経貸付（無担保・無保証人）	2,000	1.23
貯蓄共済	300万円以下 家族保証（2.0）	7,000	1.20
	301万円以上 ” （2.3）		1.50
	1001万円以上 ” （2.6）		1.80
	積立金の範囲内		1.20

金融情報

24 小松青申総会	23 本会通常総会	20 県政連合会・臨時総会	16 県政連合会・臨時総会	13 県政連合会・臨時総会	12 県政連合会・臨時総会	11 県政連合会・臨時総会	（5月）	30 青年部通常総会	27 女性部研修事業委員会	26 正副会長会・監査会	22 女性部振興事業委員会	21 県政連合会・部長研修会	20 県政連合会・部長研修会	19 県政連合会・部長研修会	15 新規学卒就職者激励訪問
-----------	-----------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	------	------------	---------------	--------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------